

## 1 2 上乗せ排水基準等

### (1) 三重県条例による上乗せ排水基準

適用 水域	項 目	新設の特定事業場 (S.47.1.1以後)		新設の特定事業場以外の 特 定 事 業 場	
		業 種	許容限度	業 種	許容限度
第一種水域 (新設の特定事業場については、四日市、鈴鹿水域の第二種の水域を含む。)	水素イオン濃度 (水素指数)	全業種	海域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下		
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/l)	1. 畜産農業及び畜産サービス業	130 (日間平均 100)	1. 毛紡績業(洗毛を行うものに限る。)	120 (日間平均 90)
		2. 全業種(1.の業種を除く。)	25 (日間平均 20)	2. 畜産農業及び畜産サービス業	130 (日間平均 100)
				3. 全業種(1.及び2.の業種を除く。)	65 (日間平均 50)
	化学的酸素要求量 (単位 mg/l)	1. 畜産農業及び畜産サービス業	130 (日間平均 100)		
		2. 全業種(1.の業種を除く。)	25 (日間平均 20)		
	浮遊物質 (単位 mg/l)	1. 畜産農業及び畜産サービス業	130 (日間平均 100)	1. 畜産農業及び畜産サービス業	130 (日間平均 100)
		2. 全業種(1.の業種を除く。)	90 (日間平均 70)	2. 全業種(1.の業種、砕石業及び砂利採取業を除く。)	90 (日間平均 70)
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 mg/l)	全業種	日間平均 1	全業種(毛紡績業(洗毛を行うものに限る。))を除く。)	日間平均 1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位 mg/l)	全業種	日間平均 10			
フェノール類含有量 (単位 mg/l)	全業種	1	全業種	1	
銅含有量 (単位 mg/l)	全業種	1	全業種	1	
第二種水域 (四日市、鈴鹿水域の新設の特定事業場については、第一種水域を除く。)	水素イオン濃度 (水素指数)			全業種	海域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/l)			1. コーンスターチ製造業及び植物油脂製造業	75 (日間平均 55)
			2. 全業種(1.の業種、パルプ又は紙加工業、石油精製業及び蒸りゆう酒又は混成酒製造業を除く。)	130 (日間平均 100)	

第二種水域 (新設の特定事業場については、四日市、鈴鹿水域の第二種水域を除く。)	化学的酸素要求量 (単位 mg/l)	/		1. コーンスターチ製造業、グルタミン酸ソーダ製造業及び植物油脂製造業	75 (日間平均 55)
	浮遊物質 (単位 mg/l)			2. 全業種(1.の業種、パルプ又は紙加工業、石油精製業及び蒸りゅう酒又は混成酒製造業を除く。)	130 (日間平均 100)
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉍油類含有量) (単位 mg/l)			1. コーンスターチ製造業、石油化学工業(石油精製業及び熱硬化性樹脂製造業を除く。)、グルタミン酸ソーダ製造業及び植物油脂製造業	140 (日間平均 110)
	フェノール類含有量 (単位 mg/l)			2. 熱硬化性樹脂製造業	110 (日間平均 90)
	銅含有量 (単位 mg/l)			3. 化学工業(石油化学工業を除く。)	180 (日間平均 140)
				4. 全業種(1.2.及び3.の業種、毛紡績業(洗毛を行うものに限る。)、石油精製業、パルプ又は紙加工業、蒸りゅう酒又は混成酒製造業、砕石業並びに砂利採取業を除く。)	130 (日間平均 100)
天白川水域	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/l)	1. 畜産農業及び畜産サービス業	130 (日間平均 100)	全業種	25 (日間平均 20)
		2. 全業種(1.の業種を除く。)	25 (日間平均 20)		
	浮遊物質 (単位 mg/l)	1. 畜産農業及び畜産サービス業	130 (日間平均 100)	全業種	90 (日間平均 70)
		2. 全業種(1.の業種を除く。)	90 (日間平均 70)		
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉍油類含有量) (単位 mg/l)	全業種	日間平均 1	石油化学工業(潤滑油製造業を除く。)	日間平均 1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) (単位 mg/l)	全業種	日間平均 10	/	
	フェノール類含有量 (単位 mg/l)	全業種	1	全業種	1
銅含有量 (単位 mg/l)	全業種	1	全業種	1	

## 備 考

1. 「第一種水域」とは、次に掲げる河川(その支派川を含む。)及びこれに接続し流入する水路の水域をいう。
  - (1) 朝明川(四日市市上水道朝明水源地(千代田町字東浦 342 の 1) から上流の区域)
  - (2) 三滝川(四日市市上水道三滝水源地(尾平町字高柳 248) から上流の区域)
  - (3) 内部川(四日市市上水道内部水源地(采女町花の木 851 の 1) から上流の区域)
  - (4) 鈴鹿川本川(四日市市上水道河原田水源地(河原田町字鎌田 1828 の 2) から上流の区域)
2. 「第二種水域」とは、第一種水域に属しない公共用水域(天白川水域を除く。)という。
3. 「四日市、鈴鹿水域」とは、員弁川河口左岸から四日市市を経て中の川河口右岸に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域(天白川水域を除く。)をいう。
4. 「天白川水域」とは、天白川(支派川を含む。)及びこれに接続し、流入する水路の水域をいう。
5. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
6. この表に掲げる新設の特定事業場に関する排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が  $50\text{m}^3/\text{日}$  以上である新設の特定事業場に係る排出水について適用する。

ただしノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量及び動植物油脂類含有量)についての排水基準は1日当たりの平均的な排出水の量が  $400\text{m}^3/\text{日}$  以上である新設の特定事業場に係る排出水について適用する。
7. この表に掲げる新設の特定事業場以外の特定事業場に関する排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が  $400\text{m}^3/\text{日}$  以上である新設の特定事業場以外の特定事業場に係る排出水について適用する。
8. この表の数値は、総理府令第3条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(2) 排出水の汚染状態の自主測定について（法第 14 条第 1 項）

1. 測定項目

当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について、当該特定事業場の属する業種からみて、通常問題とされる物質又は、項目について測定することとする。

2. 測定頻度

水質測定頻度については、水質汚濁防止法や三重県生活環境の保全に関する条例に具体的な規定がないが、以下の表のように指導している。

排水量	一般項目	健康項目
400m <sup>3</sup> /日以上	1ヶ月を超えない期間ごとに1回以上	1ヶ月を超えない期間ごとに1回以上
50m <sup>3</sup> /日以上 400m <sup>3</sup> /日未満	2ヶ月を超えない期間ごとに1回以上	2ヶ月を超えない期間ごとに1回以上
50m <sup>3</sup> /日未満の有害物質使用		6ヶ月を超えない期間ごとに1回以上

3. 測定方法

測定の方法は、排出基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排出基準に係る検定方法（昭和 49 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）により実施することとする。